

今月号のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①代表弁護士・木村哲也が「下請法のコンプライアンス」と題する講演を行ったこと、②当事務所に新人の弁護士・畠山賢次が加入したことについて、ご報告させていただきます。

1 講演「下請法のコンプライアンス」

2019年12月4日、顧問先の企業様からのご依頼で、当事務所の代表弁護士・木村哲也が「下請法のコンプライアンス」と題する講演を行いました。

下請法(下請代金支払遅延等防止法)とは、親事業者が下請事業者に対し、優位な力関係を利用し、下請代金の支払遅延・減額、物品・役務の購入強制・利用強制などの行為を行うことを規制するために制定された法律です。

下請法の違反については、公正取引委員会が定期的に事業者に対して書面調査を行うなどの運用がなされており、違反事実が悪質な場合には社名公表とセツの勧告を受けることなどが考えられます。下請取引を行う事業者は、下請法のコンプライアンス(法令順守)には、十分に注意を払う必要があります。

講演では、主に、下請法の適用対象となる取引、親事業者・下請事業者、親事業者の義務・禁止行為などを解説させていただきました。

2 弁護士・畠山賢次の入所



2020年1月6日、当事務所に新人の弁護士・畠山賢次が加入しました。

弁護士・畠山賢次は、高校卒業までを青森県むつ市で過ごし、神奈川の大学・東京の大学院を卒業し、法律事務所等での勤務を経て、司法試験に合格しました。

その後、1年間の司法修習を終えて、この度、当事務所に入所となりました。

地域の皆様の法的ニーズに的確に対応していけるよう、弁護士としての努力・研鑽を積んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス **八戸シティ法律事務所**

代表社員弁護士: 木村哲也 受付時間: 午前9時~午後5時

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階